

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用促進について

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、
入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用
しています。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

(参考) 厚生労働省の HP より

～後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について～

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。

このため、厚生労働省では平成 25 年 4 月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し取り組みを進めてきました。さらに、平成 27 年 6 月の閣議決定において、2017 年(平成 29 年) 央に 70%以上とするとともに、2018 年度(平成 30 年度) から 2020 年度(平成 32 年度) 末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とするという新たな目標が定められました。

この 80%目標の具体的な達成時期については、2017 年(平成 29 年) 6 月の閣議決定において、「2020 年(平成 32 年) 9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」とされました。

この後、2021 年(令和 3 年) 6 月の閣議決定において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」とする新たな目標が定められました。

厚生労働省は、目標の実現に向け、後発医薬品の使用促進のための施策に取り組んでいます。

※ 現在の後発医薬品の数量シェア：79.0% ([令和 3 年 9 月薬価調査](#))